

第552回:水増し統計撲滅へ

前回コラム(第551回)で、「李克強指数」に代表される“中国統計の怪現象”について書いたが、中国の「いかがわしき統計」について、少しの遺漏もなく知悉するのが本土に住む中国人だ。

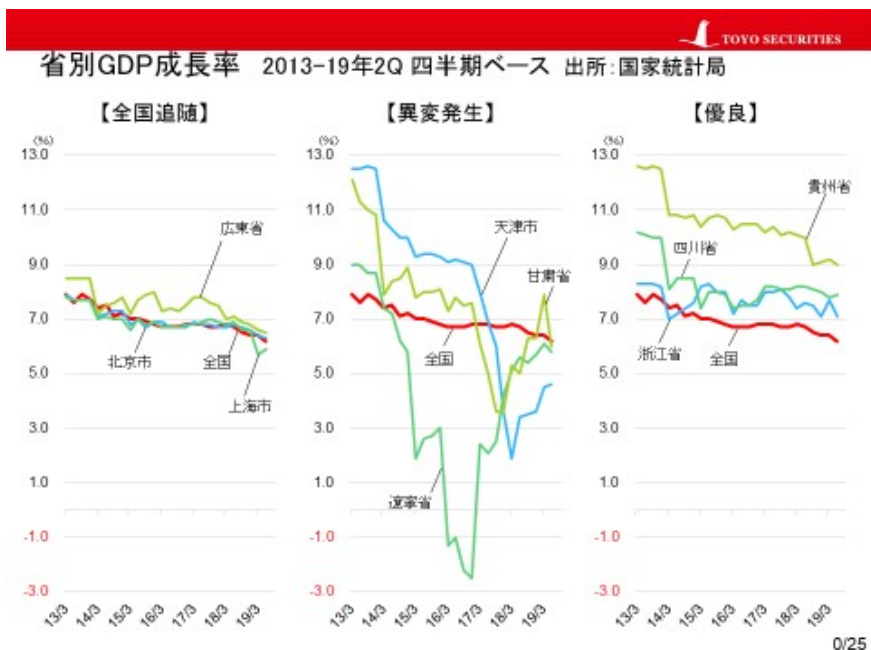
中国の最高指導部とは、25名程度で構成される党中央「政治局委員」であり、政治局入りを果たするための必要条件は省・市・自治区のNo1(党委書記)を2回以上経験することにある。

習近平は浙江省・上海市、李克強は河南省・遼寧省のトップを経て政治局入りを果たした。もちろん例外もあり、王滬寧(中央政策研究室主任)や楊潔篪(外交担当刑事局委員)のように、地方経験のない政治局委員もいないわけではないが、彼らはスペシャリストとしてのエリートであり、将来の総書記候補と目される人物は必ず、地方勤務を複数回経験する必要がある。

そんな彼らの地方勤務を評価する尺度が、省の経済実績であり、省内の実績が良ければ、党委書記⇒中央政治局入り、副省長⇒省長、XX市書記⇒副省長といった具合に、出世する展望が開けてくる。だから実績を少しでも嵩上げするために、各地で様々な忖度が働き、粉飾が行われる。

問題はそれが全国で行われていたことだ。中央政府もこのままでは経済が歪んでしまうと気付き、各省へ不正統計撲滅を命じ、その結果2017年以降、遼寧省、天津市、内蒙古自治区、重慶市などの地方政府で統計の水増しが相次いで発覚し、遂に地方政府が“犯行”を自白するに至ったから驚いた。

中国審計署が2017年12月に発表したデータによると、中国の4省・10地方政府で、財政収入15.49億元の水増し報告が確認された。地方の水増し告白の先がけとなった遼寧省のトップは、データ捏造を認めたと上で、「財政面の圧力もメンツもあった」と弁明。ソース:俠客島(人民日報海外版のソーシャルメディア)



上記グラフを見ると明らかだが、つい最近まで地方政府のGDP成長率は、広東省、北京市、上海市のよ

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

うに、全国平均に重なるか、全国平均を上回る形で平行に動いてきた。

一時は、全省・市・自治区の成長率が全国平均を上回るという怪現象まで出現したこともある。企業会計世界で、単体企業の数字を足しても連結決算にならないのと一緒に、連結消去すべき個所がそのまま残るといったテクニカルな問題もあったようだが、相当数の虚偽申告があったことは間違いない。

ところが習近平政権が、地方政府への圧力を強めるや、遼寧省や天津市のように、これまで安定推移してきた GDP が突如乱高下する現象が各地に出始めた。

理由は明らかだ。水増し統計がバテてしまい、それを修正するよう上から命じられた。さて、どうするか？一番簡単なのは、過去 10 年か 20 年に遡及して、数字を訂正することだが、そんなみっともないことができるわけがないし、もしそんなことをすれば、昔その地のトップを勤めた経験のある（胡錦濤や呉邦国といった）長老連中が「オレに恥をかかせるのか！」と激怒するだろう。しかたないので、過去のツケを、直近数年の数値を大幅に落とすことにより、本来あるべき正常値に戻したということだろう。

特に遼寧省は、李克強首相が政治局入りする直前までトップを勤めていた場所であり、ライバル李首相の権限を少しでも削ぎたい考えの習近平主席にとって、もっとも狙いやすい地方であったと云える。

こんな統計操作は全国的に行われてきたはずだが、習主席が省トップとして通過した浙江省は全国平均を上回りながら安定的に推移している。習主席に対する何らかの忖度が働き、浙江省への摘発が鈍っていると考えるのが自然だろう。

習政権は遂に統計水増し撲滅を決断したようで、国家統計局に地方政府等への査察実施を公表させた。まず 10 月下旬から 11 月下旬にかけて 9 省・自治区と 2 省庁をチェックし、22 年までに全ての省・市・自治区と一部の省庁への査察を完了させ、その結果を汚職摘発機関に報告するという。中国で統計局は二流官庁であり、これまで統計局が地方政府の申告データに疑義を唱えても、省や自治区は無視してきた。だから、そんなことがないよう、党中央と國務院は今回の査察に当たって、統計局に特別調査権を付与したという。

同時に当局では数値を捏造した企業や個人に対する罰金の引き上げや、虚偽報告や水増し要求などに対する刑事罰を含む厳しい統計法改正案を、これから審議するという。改正案の中には、あらゆる組織や個人への不正要求を禁止すると同時に、「要求を拒んだ個人への報復を禁止する」という実に生々しい項目も含まれているというから、習政権の本気度は高そうだ。（了）

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

2019 年(令和元年)10 月 30 日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱 UFJ 信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007 年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 121 号

日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040

ご投資にあたっての注意事項

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650% (税込み) に相当する額が 3,300 円 (税込み) に満たない場合は 3,300 円 (税込み)、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額 (現地における約定代金) に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額) に対して 最大 0.8800% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.75% となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

③債券の手数料等およびリスクについて

・非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスクおよび為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

④投資信託の手数料等およびリスクについて

・投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価格が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

⑤株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

・株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0880% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.400% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 4.400% (税込み) に相当する額が 2,750 円 (税込み) に満たない場合は 2,750 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。